

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

茨城県	
市区町村数	44

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)						
		担当課(室)名	所属	事務所掌	府内の連絡会議	の諮問機関	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況						
							27	34	26		44					
8 201	水戸市	男女平等参画課	1 1	1 1	1 1	水戸市男女平等参画基本条例	2001年3月27日	2001年9月28日		水戸市男女平等参画推進基本計画(第4次)	2024年4月	~	2029年3月	1 1		
8 202	日立市	男女共同参画推進室	1 1	1 1	1 1	日立市男女共同参画社会基本条例	2001年12月28日	2001年12月28日		第4次ひたち男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1 1		
8 203	土浦市	ダイバーシティ推進室	1 2	1 2	1 1	土浦市男女共同参画推進条例	2012年3月22日	2012年4月1日		第4次土浦市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1		
8 204	古河市	人権推進課	1 2	1 2	1 1	古河市男女共同参画推進条例	2008年12月19日	2009年4月1日		第3次古河市男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1 1		
8 205	石岡市	人口創出課	1 2	1 2	1 1	石岡市男女共同参画条例	2006年3月24日	2006年4月1日		第2次石岡市男女共同参画基本計画	2018年4月	~	2028年3月	1 1		
8 207	結城市	人権推進課	1 1	1 1	1 1	結城市男女共同参画推進条例	2011年3月30日	2011年4月1日		第3次結城市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1		
8 208	龍ヶ崎市	地域づくり推進課	1 2	1 2	1 1	龍ヶ崎市男女共同参画推進条例	2002年3月27日	2002年4月1日		第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画	2019年4月1日	~	2029年3月31日	1 1		
8 210	下妻市	福祉課 人権推進室	1 2	1 2	1 1	下妻市男女共同参画推進条例	2012年4月1日	2012年4月1日		第4次下妻市男女共同参画推進プラン	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1 1		
8 211	常総市	人権推進課	1 2	1 2	1 1	常総市男女共同参画推進条例	2007年3月22日	2007年4月1日		第3次常総市男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1 1		
8 212	常陸太田市	少子化・人口減少対策課	1 2	1 2	1 1	常陸太田市男女共同参画推進条例	2010年3月19日	2010年4月1日		ひたちおおた絆プラン(第3次常陸太田市男女共同参画推進計画)	2021年4月	~	2026年3月	1 1		
8 214	高萩市	環境市民協働課	1 2	1 2	2 2				4	第3次高萩市男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1 1		
8 215	北茨城市	まちづくり協働課	1 2	1 2	2 2				4	第4次きたいばらき男女共同参画プラン	2023年4月	~	2028年3月	1 1		
8 216	笠間市	総務課	1 2	1 2	2 1	笠間市男女共同参画推進条例	2006年3月19日	2006年3月19日		キラリかさまプラン～第4次笠間市男女共同参画計画～	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1 1		
8 217	取手市	市民協働課	1 2	1 2	1 1	取手市男女共同参画推進条例	2005年1月4日	2005年1月4日		第四次取手市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1 1		
8 219	牛久市	男女共同参画推進室	1 1	1 1	1 1	牛久市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画(第4次)	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1 1		
8 220	つくば市	ダイバーシティ推進室	1 1	1 1	1 1	つくば市男女共同参画社会基本条例	2004年3月26日	2004年3月26日		つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)	2023年4月	~	2028年3月	1 1		
8 221	ひたちなか市	女性生活課	1 1	1 1	1 1	ひたちなか市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		ひたちなか市第4次男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1 1		
8 222	鹿嶋市	地域づくり推進課	1 2	1 2	2 1				4	第3次鹿嶋市男女共同参画計画	2021年4月	~	2026年3月	1 1		
8 223	潮来市	企画政策課	1 2	1 2	2 1	潮来市男女共同参画基本条例	2003年3月25日	2003年4月1日		潮来市第2期男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2031年3月	1 1		
8 224	守谷市	人権推進課	1 2	1 2	1 1	守谷市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		第三次守谷市男女共同参画推進計画	2018年4月	~	2028年3月	1 1		
8 225	常陸大宮市	市民課	1 2	1 2	1 1				4	第3次常陸大宮市男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	2 1		
8 226	那珂市	市民協働課	1 2	1 2	2 2				4	第2次那珂市男女共同参画プラン	2018年4月	~	2028年3月	1 1		
8 227	筑西市	市民協働課	1 2	1 2	1 1	筑西市男女共同参画推進条例	2007年12月25日	2008年1月1日		第2次筑西市男女共同参画基本計画	2020年4月1日	~	2027年3月31日	1 1		
8 228	坂東市	市民協働課	1 2	1 2	1 1	坂東市男女共同参画推進条例	2008年12月17日	2008年12月17日		第4次ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1 1		
8 229	稻敷市	秘書広聴課	1 2	1 2	2 1	稻敷市男女共同参画推進条例	2007年3月29日	2007年4月1日		第4次稻敷市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1 1		

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)					
		担当課(室)名	所属	事務所掌	府内の連絡会議	の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無	
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
8 230	かすみがうら市	地域コミュニティ課	1 2	1	1				2	かすみがうら市第4次男女共同参画計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1
8 231	桜川市	生活環境課	1 2	1	2				2	第2次桜川市男女共同参画推進プラン	2019年4月	~	2029年3月	1	1
8 232	神栖市	市民協働課	1 2	2	1	神栖市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年1月1日		かみすハートフルプラン ～第2次神栖市男女共同参画計画～	2018年4月	~	2028年3月	1	1
8 233	行方市	事業推進課	1 2	2	2				4	第4次行方市男女共同参画基本計画	2025年4月	~	2030年3月	1	1
8 234	鉾田市	まちづくり推進課	1 2	2	1				4	第4次鉾田市男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1
8 235	つくばみらい市	地域推進課	1 2	1	1	つくばみらい市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年8月1日		第2次つくばみらい市男女共同参画計画	2018年4月	~	2029年3月	1	1
8 236	小美玉市	市民協働課	1 2	1	1	小美玉市男女共同参画条例	2008年12月22日	2009年4月1日		第3次小美玉市男女共同参画推進計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	2
8 302	茨城町	地域政策課	1 2	1	1				4	第2次茨城町男女共同参画推進計画	2016年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
8 309	大洗町	生涯学習課	2 2	2	2				4	第2次大洗町男女共同参画計画	2017年4月	~	2027年3月	1	1
8 310	城里町	総務課	1 2	2	1				4	第2次城里町総合計画 後期基本計画	2021年4月	~	2026年3月	1	2
8 341	東海村	村民活動支援課	1 2	1	1	東海村男女共同参画推進条例	2007年3月23日	2007年4月1日		第5次東海村男女共同参画行動計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
8 364	大子町	まちづくり課	1 2	2	2				4	第2次大子町男女共同参画計画	2016年4月	~	2026年3月	2	1
8 442	美浦村	企画財政課	1 2	1	1				2	シンフォニープラン ～第3次美浦村男女共同参画計画～	2024年4月	~	2034年3月	1	1
8 443	阿見町	町民活動課	1 1	2	1	阿見町男女共同参画社会基本条例	2010年3月19日	2010年4月1日		阿見町第4次男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1
8 447	河内町	秘書広聴課	1 2	2	2				4	河内町男女共同参画基本計画	2022年1月	~	2031年12月	2	1
8 521	八千代町	秘書課	1 2	2	2				2	第2次八千代町男女共同参画プラン	2020年4月	~	2030年3月	1	1
8 542	五霞町	人権推進室	1 2	2	2				4	第2次五霞町男女共同参画推進プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
8 546	境町	人権・協働ハーモニー室	1 2	1	1	利根町男女共同参画推進条例	2020年12月9日	2021年4月1日		さかい男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月	~	2026年3月	2	1
8 564	利根町	政策企画課	1 2	1	1	利根町男女共同参画推進条例				第3次利根町男女共同参画推進プラン	2025年4月	~	2030年3月	1	1

<選択肢回答>

所属

府内連絡会議

1 首長部局

1 有

2 教育委員会

2 無

事務所掌

諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有

2 1ではない

2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指して検討中

2 2026年度以降の制定を目指して検討中

3 その他

4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

現在の状況

1 策定予定有

2 策定予定無

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

1 単独計画として策定

2 総合計画の一部として策定

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

茨城県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
		問6-1		問6-4 所在地等				問6-5 施設管理		事業運営								
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
	5										2	3	3	1	1	4	1	0
8 201	水戸市	水戸市男女平等参画センター	びよんど	310-8610	茨城県水戸市中央1丁目4番1号	029-226-3161	029-224-5188	https://www.city.mito.lg.jp/soshiki/30/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>					
8 202	日立市	日立市女性センター	らぼーるひたち	316-0036	日立市鮎川町1-1-10	0294-36-0554	0294-38-2460	https://raporthitachi.jp/	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
8 203	土浦市	土浦市男女共同参画センター		300-8686	茨城県土浦市大和町9-1 ウララビル2F	029-827-1107	029-827-1234	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
8 204	古河市																	
8 205	石岡市																	
8 207	結城市																	
8 208	龍ヶ崎市																	
8 210	下妻市																	
8 211	常総市																	
8 212	常陸太田市																	
8 214	高萩市																	
8 215	北茨城市																	
8 216	笠間市																	
8 217	取手市																	
8 219	牛久市																	
8 220	つくば市																	
8 221	ひたちなか市	ひたちなか市男女共同参画センター		312-8501	茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号	029-273-0111	029-271-0851	https://www.city.hitachinaka.lg.jp/shiminkatsudo/danjyo/1004192/1007804.html	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
8 222	鹿嶋市																	
8 223	潮来市																	
8 224	守谷市																	
8 225	常陸大宮市																	
8 226	那珂市																	
8 227	筑西市																	
8 228	坂東市																	
8 229	稲敷市																	
8 230	かすみがうら市																	
8 231	桜川市																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)											
			問6-1		問6-4 所在地等				問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号		単独	複合	直営	指定管理者	その他
8	232	神栖市												
8	233	行方市												
8	234	鉾田市												
8	235	つくばみらい市												
8	236	小美玉市												
8	302	茨城町												
8	309	大洗町												
8	310	城里町												
8	341	東海村												
8	364	大子町												
8	442	美浦村												
8	443	阿見町	阿見町男女共同参画センター	AMIふらっとセンター	3000333	茨城県稲敷郡阿見町若栗1886-1	029-896-3181	029-896-3181	https://www.town.ami.lg.jp/0000004278.html	○	○	○	○	
8	447	河内町												
8	521	八千代町												
8	542	五霞町												
8	546	境町												
8	564	利根町												

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

茨城県

都道府県 市町村 名	市区町村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																	
		問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業									
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1連携・ 協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理	その他
		5	3		20					5	5	5	4	0	0	0	5	1	
8 201	水戸市	水戸市男女平等参画センター	2001年8月11日			○	4	1	5,260	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○				○ ○				
8 202	日立市	日立市女性センター	1993年8月2日	○		○	7	1	11,264	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○				○				
8 203	土浦市	土浦市男女共同参画センター	1997年10月1日	○		○	3	1	3,286	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○				○				
8 204	古河市					○													
8 205	石岡市					○													
8 207	結城市					○													
8 208	龍ヶ崎市																		
8 210	下妻市																		
8 211	常総市					○													
8 212	常陸太田市					○													
8 214	高萩市																		
8 215	北茨城市																		
8 216	笠間市																		
8 217	取手市					○													
8 219	牛久市																		
8 220	つくば市					○													
8 221	ひたちなか市	ひたちなか市男女共同参画センター	2002年4月1日		ひたちなか市行政組織及び事務分掌規則	○	3	3	1,753	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○				○				
8 222	鹿嶋市					○													
8 223	潮来市					○													
8 224	守谷市					○													
8 225	常陸大宮市																		
8 226	那珂市																		
8 227	筑西市					○													
8 228	坂東市					○													
8 229	稲敷市					○													
8 230	かすみがうら市																		
8 231	桜川市					○													
8 232	神栖市																		
8 233	行方市																		
8 234	鉾田市																		
8 235	つくばみらい市																		
8 236	小美玉市																		
8 302	茨城町																		
8 309	大洗町																		

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
		問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業								
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携・ 協働	2 広報 啓発	3 講座	4 相談 事業	5 実態 把握	6 調査 研究	7 国際 交流	8 情報 収集	9 苦情 処理
8 310	城里町								8,565	○	○	○			○			
8 341	東海村																	
8 364	大子町																	
8 442	美浦村																	
8 443	阿見町	阿見町男女共同参画センター	2015年1月27日	○		○	3	3										
8 447	河内町																	
8 521	八千代町																	
8 542	五霞町																	
8 546	境町																	
8 564	利根町					○												

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

茨城県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
		問7-1				市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
		宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	12															
8 201	水戸市	1996年4月1日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							1243	152	12.2	
8 202	日立市					1	0	0.0	2	0	0.0						23	1	4.3	
8 203	土浦市	2012年11月18日	土浦市男女共同参画都市宣言	1	1	1	100.0	1	0	0.0							171	2	1.2	
8 204	古河市	2009年2月7日	古河市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							223	10	4.5	
8 205	石岡市					1	0	0.0	0	0							298	15	5.0	
8 207	結城市	2004年11月3日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							189	10	5.3	
8 208	龍ヶ崎市					1	0	0.0	1	0	0.0						179	9	5.0	
8 210	下妻市					1	0	0.0	1	0	0.0						344	18	5.2	
8 211	常総市					1	0	0.0	1	0	0.0						217	7	3.2	
8 212	常陸太田市					1	0	0.0	1	0	0.0						117	0	0.0	
8 214	高萩市					1	0	0.0	1	0	0.0						302	38	12.6	
8 215	北茨城市					1	0	0.0	1	0	0.0									
8 216	笠間市					1	0	0.0	1	0	0.0						309	9	2.9	
8 217	取手市					1	0	0.0	2	0	0.0						82	5	6.1	
8 219	牛久市	2015年1月24日	牛久市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							64	3	4.7	
8 220	つくば市	2003年11月16日	つくば市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0							598	53	8.9	
8 221	ひたちなか市					1	0	0.0	1	0	0.0						84	1	1.2	
8 222	鹿嶋市					1	0	0.0	1	0	0.0						97	1	1.0	
8 223	潮来市	1999年12月10日	潮来市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	1	100.0							66	0	0.0	
8 224	守谷市	2009年3月17日	守谷市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							157	14	8.9	
8 225	常陸大宮市					1	0	0.0	0	0							92	0	0.0	
8 226	那珂市					1	0	0.0	1	0	0.0						68	2	2.9	
8 227	筑西市	2011年9月7日	筑西市男女共同参画都市宣言	1	1	1	100.0	1	0	0.0							435	25	5.7	
8 228	坂東市					1	0	0.0	1	0	0.0						155	4	2.6	
8 229	稲敷市					1	0	0.0	1	0	0.0						97	2	2.1	
8 230	かすみがうら市					1	0	0.0	1	0	0.0						185	5	2.7	
8 231	桜川市					1	0	0.0	1	0	0.0						119	2	1.7	
8 232	神栖市					1	0	0.0	1	0	0.0						84	0	0.0	
8 233	行方市					1	0	0.0	1	0	0.0						92	0	0.0	
8 234	鉾田市					1	0	0.0	1	0	0.0						154	7	4.5	
8 235	つくばみらい市	2011年3月27日	つくばみらい市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	0	0								218	19	8.7	
8 236	小美玉市					1	0	0.0	1	0	0.0						120	2	1.7	
8 302	茨城町											1	0	0.0	1	1	100.0	91	0	0.0
8 309	大洗町											1	0	0.0	1	0	0.0	160	20	12.5
8 310	城里町											1	0	0.0	1	0	0.0	395	51	12.9
8 341	東海村											1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
8 364	大子町											1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
8 442	美浦村	1999年3月23日	男女共同参画都市宣言	2								1	0	0.0	0	0		48	5	10.4
8 443	阿見町	2013年11月10日	阿見町男女共同参画都市宣言	1								1	0	0.0	1	0	0.0	67	4	6.0

都道府県 コロード	市区町村 名	市町村 宣年月日	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)												
			問7-1				2025年7月1日現在の状況												
			宣言の形態	宣言名称	市長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市長数	うち女性副市長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)
8	447	河内町									1	0	0.0	0	0		71	5	7.0
8	521	八千代町									1	0	0.0	1	0	0.0	62	0	0.0
8	542	五霞町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
8	546	境町									1	0	0.0	1	0	0.0	54	1	1.9
8	564	利根町									1	0	0.0	0	0		36	0	0.0

＜選択肢回答＞

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

茨城県

調査時点コード			1	2025年4月1日	2	その他
---------	--	--	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード									
		問8-1			問8-2									(再掲) 市町村防災会議(委員のみ)	(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)																						
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他							
					1,650	1,438	22,199	6,491	29.2						1,270	1,147	17,529	5,046	28.8	250	144	1,402	239	17.0	1,272	147	11.6	1,315	148	11.3							
	小計														1,264	1,141	17,425	5,011	28.8	234	137	1,354	230	17.0													
8 201	水戸市	40.0	2029年3月		64	57	1,085	400	36.9	地方自治法第202条の3に基づく附属機関、地方自治法第180条の5に基づく委員会及び委員	58	53	1,043	391	37.5	6	4	42	9	21.4	0	0	0	0	0	0.0	2	2025年1月1日	2	2025年1月1日	2	2025年1月1日	2	2025年1月1日			
8 202	日立市	40.0	2027年3月		36	34	601	158	26.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	36	34	601	158	26.3	5	3	28	6	21.4	45	1	2.2	46	1	2.2	1	1	1	1	1	1	1	1			
8 203	土浦市	50.0	2031年3月		81	75	1,371	425	31.0	法律・条例等、規則・要綱等により設置されている審議会等	33	31	458	139	30.3	6	4	29	5	17.2	44	8	18.2	45	9	20.0	1	1	1	1	1	1	1	1			
8 204	古河市	40.0	2030年3月		41	39	584	183	31.3	法律又は政令により設置されている審議会等及び法律により設置されている委員会等	35	34	545	177	32.5	6	5	39	6	15.4	44	4	9.1	45	4	8.9	1	1	1	1	1	1	1	1			
8 205	石岡市	35.0	2028年3月		46	43	587	160	27.3	地方自治法180条の5、地方自治法202条の3に規定される委員会・審議会等	39	37	547	148	27.1	5	4	31	9	29.0	31	5	16.1	32	5	15.6	1	1	1	1	1	1	1	1			
8 207	結城市	30.0	2026年3月		38	33	488	148	30.3	条例により設置されている会議等	38	33	488	148	30.3	6	4	32	4	12.5	28	4	14.3	29	4	13.8	1	1	1	1	1	1	1	1			
8 208	龍ヶ崎市	40.0	2026年3月		47	44	624	175	28.0						47	44	624	175	29.0	6	4	26	6	23.1	39	5	12.8	40	5	12.5	1	1	1	1	1	1	
8 210	下妻市	30.0	2026年4月	目標値:35%以上	27	25	463	124	26.8						26	24	443	118	26.6	5	3	33	4	12.1	36	5	13.9	37	5	13.5	1	1	1	1	1	1	
8 211	常総市	30.0	2029年3月		38	36	578	158	27.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	38	35	578	158	27.3	6	5	35	10	28.6	30	6	20.0	31	6	19.4	2	2024年4月1日	1	1	1	1	1	1			
8 212	常陸太田市	30.0	2026年3月		22	20	299	72	24.1	法令または政令により設置されている審議会、委員会等	16	16	264	65	24.6	6	4	35	7	20.0	19	1	5.3	20	1	5.0	1	1	1	1	1	1	1				
8 214	高萩市	40.0	2026年3月		27	21	308	75	24.4	法律・政令・条例・規則等により設置されている審議会や委員会等	27	21	308	75	24.4	6	2	27	4	14.8	25	1	4.0	26	1	3.8	1	1	1	1	1	1					
8 215	北茨城市	30.0	2028年3月		56	48	805	193	24.0	法律・政令・条例・規則等により設置されている審議会や委員会等	26	24	419	98	23.4	6	5	30	7	23.3	29	5	17.2	30	5	16.7	1	1	1	1	1	1					
8 216	笠間市	40.0	2028年3月		61	56	932	298	32.0	法律または条例、要綱等により設置されている審議会等	29	29	346	129	37.3	5	3	33	3	9.1	31	5	16.1	32	5	15.6	1	1	1	1	1	1					
8 217	取手市	35.0	2027年3月	目標値:35%以上	73	68	870	213	24.5	法律または条例及び要綱等により設置されている審議会、委員会等	34	33	412	109	26.5	5	3	28	5	17.9	42	2	4.8	43	2	4.7	1	1	1	1	1	1					
8 219	牛久市	30.0	2027年3月		31	27	438	125	28.5	広域でない委員会等	30	26	405	120	29.6	5	2	27	5	18.5	33	5	15.2	34	5	14.7	1	1	1	1	1	1					
8 220	つくば市	40.0	2027年4月		51	49	620	240	38.7	法律又は条例により設置されている審議会等	51	49	620	240	38.7	5	4	39	8	20.5	36	8	22.2	37	8	21.6	1	1	1	1	1	1					
8 221	ひたちなか市	30.0	2026年3月		33	28	496	139	28.0	法律・政令・条例に基づき設置している審議会等	27	25	496	139	28.0	5	4	33	5	15.2	29	3	10.3	30	3	10.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日			
8 222	鹿嶋市	45.0	2026年3月		44	43	561	217	38.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	24	24	293	99	33.8	5	3	27	6	22.2	30	3	10.0	31	3	9.7	1	1	1	1	1	1					
8 223	潮来市	40.0	2029年3月		24	21	3																														

都道府県コロード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード											
		問8-1			問8-2				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)													
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員数		総委員数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他	
8 442	美浦村	30.0	2027年3月		21	19	222	64	28.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	21	19	222	64	28.8	5	2	23	4	17.4	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1	1		
8 443	阿見町	40.0	2027年3月		52	50	653	251	38.4	法律や政令に基づき設置されている審議会等、条例、規則、要項等に基づき設置されている協議会、会議等	27	26	335	108	31.9	5	3	23	4	17.4	32	5	15.6	33	5	15.2	1		1	1		
8 447	河内町	30.0	2031年12月		32	22	378	62	16.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会及び地方自治法(第180条の5)に基づく委員会	16	11	191	28	14.7	5	3	23	4	17.4	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1	1		
8 521	八千代町	30.0	2030年3月		25	19	379	65	17.2	法律、法令及び条例により設置されている審議会、委員会等	19	16	346	61	17.6	6	3	33	4	12.1	30	1	3.3	31	1	3.2	1		1	1		
8 542	五霞町	40.0	2027年3月		23	19	244	57	23.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	24	20	254	61	24.0	5	2	26	4	15.4	27	4	14.8	28	4	14.3	1		1	1		
8 546	境町	30.0	2026年3月		18	14	253	40	15.8	・法律又は政令により設置されている審議会等	18	14	253	40	15.8	5	1	24	1	4.2	30	2	6.7	31	2	6.5	1		1	1		
8 564	利根町	35.0	2030年3月		47	40	515	152	29.5		29	27	364	116	31.9	5	3	22	5	22.7	34	1	2.9	35	1	2.9	1		1	1		

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

茨城県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
					</td																							

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)					
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)		審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)
	つくばみらい市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	小美玉市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	茨城町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	大洗町									0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
	城里町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	東海村									0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
	大子町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	美浦村									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	阿見町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	河内町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	八千代町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	五霞町									1	1	10	2	20.0	0	0	0	0	0.0						
	境町									2	2	31	10	32.3	1	0	3	0	0.0						
	利根町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

茨城県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5										
		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職								
		管理職総数	うち管理職性数	女性比率	管理職総数	うち管理職性数	女性比率	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	うち管理職数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他								
		2,644	384	14.5	2,269	322	14.2	414	37	8.9	379	34	9.0	297	45	15.2	259	42	16.2	1,933	302	15.6	1,631	246	15.1	3,005	879	29.3	2,349	653	27.8	4,688	1,706	36.4	3,523	1,323	37.6			332	40	12.0	79	4	5.1			
8 201	水戸市	223	22	9.9	171	18	10.5	16	2	12.5	13	2	15.4	37	4	10.8	27	4	14.8	170	16	9.4	131	12	9.2	134	41	30.6	87	17	19.5	260	40	15.4	175	27	15.4	1		13	1	7.7	3	0	0.0	1		
8 202	日立市	255	33	12.9	213	33	15.5	12	0	0.0	11	0	0.0	25	2	8.0	23	2	8.7	218	31	14.2	179	31	17.3	125	44	35.2	122	42	34.4	231	64	27.7	144	62	43.1	1		11	2	18.2	4	1	25.0	1		
8 203	土浦市	76	8	10.5	58	6	10.3	12	1	8.3	11	1	9.1	12	1	8.3	11	1	9.1	52	6	11.5	36	4	11.1	78	16	20.5	55	11	20.0	103	25	24.3	60	15	25.0	1		7	2	28.6	1	0	0.0	1		
8 204	古河市	79	15	19.0	67	13	19.4	14	1	7.1	13	1	7.7	6	2	33.3	4	1	25.0	59	12	20.3	50	11	22.0	132	42	31.8	108	36	33.3	261	110	42.1	232	96	41.4	1		12	1	8.3	4	0	0.0	1		
8 205	石岡市	86	4	4.7	86	4	4.7	13	1	7.7	13	1	7.7	24	0	0.0	24	0	0.0	49	3	6.1	49	3	6.1	64	19	29.7	64	19	29.7	89	32	36.0	89	32	36.0	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1		
8 207	結城市	43	8	18.6	39	7	17.9	9	1	11.1	9	1	11.1	8	3	37.5	8	3	37.5	26	4	15.4	22	3	13.6	40	10	25.0	32	6	18.8	103	39	37.9	65	23	35.4	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1		
8 208	龍ヶ崎市	57	5	8.8	57	5	8.8	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0	0	0.0	0	0	47	4	8.5	47	4	8.5	90	22	24.4	90	22	24.4	83	41	49.4	83	41	49.4	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1	
8 210	下妻市	39	5	12.8	36	5	13.9	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0	0	0	0	30	5	16.7	27	12	18.5	59	19	32.2	47	12	25.5	77	42	54.5	62	31	50.0	1		11	1	9.1	2	0	0.0	1		
8 211	常総市	46	6	13.0	43	6	14.0	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0	0	0	0	0	36	4	11.1	33	4	12.1	54	21	38.9	47	17	36.2	125	44	35.2	101	27	26.7	1		11	1	9.1	1	0	0.0	1		
8 212	常陸太田市	63	7	11.1	53	7	13.2	11	1	9.1	9	1	11.1	2	0	0	1	0	0	50	6	12.0	43	6	14.0	33	6	18.2	26	6	23.1	100	24	24.0	70	24	34.3	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1		
8 214	高萩市	41	7	17.1	35	7	20.0	10	1	10.0	8	1	12.5	0	0	0	0	0	0	31	6	19.4	27	6	22.2	37	12	32.4	26	12	46.2	73	15	20.5	55	15	27.3	1		4	0	0.0	3	0	0.0	1		
8 215	北茨城市	60	13	21.7	34	6	17.6	13	2	15.4	7	1	14.3	24	6	25.0	18	4	22.2	23	5	21.7	9	1	11.1	65	24	36.9	26	13	50.0	48	14	29.2	17	4	23.5	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
8 216	笠間市	71	9	12.7	56	6	10.7	15	0	0.0	13	0	0.0	0	0	0	0	0	0	56	9	16.1	43	6	14.0	76	18	23.7	56	13	22.4	114	32	28.1	75	21	28.0	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1		
8 217	取手市	99	17	17.2	76	8	10.5	12	1	8.3	10	0	0.0	17	3	17.6	15	3	20.0	70	13	18.6	51	5	9.8	97	21	21.6	61	16	26.2	192	30	15.6	89	12	13.5	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1		
8 219	牛久市	59	13	22.0	54	10	18.5	24	3	12.5	23	2	8.7</																																			

調査表4-5
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

茨城県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																							
都	市	市	道	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取得すること可能な休業期間は次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定なく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定なく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除。)									
府	市	市	道	区	区	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例			配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
県	市	市	道	区	区	25	1の合計	44	0	43	0			43	43	43	43	28					
コ	市	市	道	区	区	9	2の合計	0	38	1	43			0	0	0	0	2					
コ	市	市	道	区	区	7	3の合計	0	6	6	1			0	0	0	0	0					
ド	市	市	道	区	区	3	4の合計	0	0	0	0			1	1	1	1	0					
8 201	水戸市	2					水戸市議会	1	2	1	水戸市議会規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2					1	1	1	1	1	1
8 202	日立市	1	日立市職員旧姓使用取扱要綱 第一条 この要綱は、職員(再任用職員、非常勤嘱託員及び臨時職員を含む。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」といいます。)によって戸籍上の氏(以下「旧姓」といいます。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	日立市議会	1	3	1	日立市議会規則第2条第2項及び第83条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、「議長」を「委員長」に替える。		2					1	1	1	1	1	1			
8 203	土浦市	1	土浦市職員旧姓使用取扱要項 第三条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に戸籍抄本等の戸籍上の氏の変更を明らかにする書類の写しを添えて、任命権者に申請しなければならない。	土浦市議会	1	2	1	土浦市議会規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2					1	1	1	1	1	1			
8 204	古河市	1	古河市職員旧姓使用取扱規程 第二条 旧姓を使用できる文書等は、別表の通りとする。ただし、次に定める文書については、旧姓を使用することはできない。 (1)公権力の行使に關わるもの (2)税務署、共済組合、年金事務所、銀行その他外部の機関に支障を及ぼすおそれのあるもの (3)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (4)人事給与と関係文書で電子計算システムの変更が必要となるもの (5)その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの	古河市議会	1	2	1	古河市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2					1	1	1	1	1	1			
8 205	石岡市	1	石岡市職員の旧姓使用に関する規程 第三条 前条の旧姓使用届を市長に届け出た職員は、職務遂行上又は事務処理上誤解を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	石岡市議会	1	2	1	石岡市議会規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2					1	1	1	1	1	1			
8 207	結城市	1	結城市職員の旧姓使用に関する規程 令和5年12月12日付け 計令第17号 第一条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」といいます。)によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」といいます。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	結城市議会	1	2	1	結城市議会規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2					1	1	1	1	1	1			
8 208	龍ヶ崎市	2					龍ヶ崎市議会規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2					1	1	1	1	1	1				
8 210	下妻市	1	職場における職員の旧姓使用について5 旧姓使用の手続き①旧姓使用を希望する職員は、	下妻市議会	1	2	1	下妻市議会規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2					1	1	1	1	1	1			

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
都 市	市	道 区	市 区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7							
府	市	区	府	町	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合	問12-3 1.を選択した場合	問12-4 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席理由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
県	村	町	コ	コ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めに事例がない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
ド	ド	名		常総市職員旧姓使用取扱規程 上記規定第1条から第9条、別表第1及び別表第2 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、旧姓(以前に使用していた氏をいう。以下同じ。)を職場において使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。	常総市議会	1	2	1	常総市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	211	常総市	1		常陸太田市議会	1	2	1	常陸太田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	214	高萩市	1	高萩市職員旧姓使用取扱要綱 全条	高萩市議会	1	2	1	高萩市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	215	北茨城市	4		北茨城市議会	1	2	1	北茨城市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	216	笠間市	2		笠間市	1	2	1	笠間市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	217	取手市	2		取手市議会	1	2	1	取手市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	3	減額の規定はあるが、産前産後の期間は適用除外と明記している		1	1	1	1	1	1
8	219	牛久市	3		牛久市議会	1	2	1	牛久市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため、出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	220	つくば市	1	つくば市職員旧姓使用取扱要項 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に戸籍抄本等の戸籍上の氏の変更を明らかにする書類の写しを添えて、所属長を経由して任命権者に申請しなければならない。 2. 前項の規定による申請は、婚姻等による戸籍上の氏の変更があった日(新たに職員となつた者が旧姓を使用しようとする場合にあっては、職員となつた日)から起算して1月以内に行わなければならぬ。 3. 任命権者は、前条件第1項の規定による申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上の支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	つくば市議会	1	3	1	つくば市議会会議規則、つくば市議会委員会条例 ●つくば市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ●つくば市議会委員会条例 第12条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
8	221	ひたちなか市	1	ひたちなか市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、職場において旧姓を使用しようとするときは、婚姻等により戸籍上の氏を改めたり後述やがてに、旧姓使用申請書(様式第1号)を、所属長を経由して任命権者に提出するものとする。 第4条第1項 任命権者は、前条件の規定による申請があつた場合には、職務遂行上又は事務処理上の支障の有無について審査し、旧姓の使用について承認することを決定したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。	ひたちなか市議会	1	2	1	ひたちなか市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
都 市	市	道 区	市 区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3 問12-2で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席理由について、以下の事由について~4つの中から一つに〇をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
府	町	県	村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
コ	コ	コ	村	8 222 府島市	鹿島市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用される文書等で職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3) 職員の権利及び義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4) 法律等に基づかないもの (5) その他所属長が認める軽易なもの	鹿島市議会	1	2	1	鹿島市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
8 223	潮来市	1	潮来市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員の互いの個性が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	潮来市議会	1	2	1	潮来市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1			
8 224	守谷市	1	守谷市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	守谷市議会	1	2	1	守谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1			
8 225	常陸大宮市	1	常陸大宮市職員旧姓使用取扱要綱 第3条第1項第3条 旧姓を使用できる文書等の基準は、次に掲げるものとする。 (1) 職員名簿、名札等単に氏名が記載されたもの (2) 法令等に抵触するおそれなく、専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上、支障がないと認められるもの (3) 法令等に基づかない通知文等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混亂を生じさせおそれのないもの	常陸大宮市議会	1	2	1	常陸大宮市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第84条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1			
8 226	那珂市	1	那珂市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第一条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によつて戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第二条 この要綱の規定は、一般職に属する職員(再任用職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員を含む。)に適用する。 (旧姓使用的範囲) 第三条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障がないものに限り、旧姓を使用することができます。ただし、次に定める文書等については、旧姓を使用することができない。 (1) 公権力の行使に係るもの (2) 職員の権利及び義務に係るもので特別な法律関係を生じせるおそれのあるもの (3) 職員の身分関係に係るもの (4) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混亂を生ずるおそれのあるもの	那珂市議会	1	2	1	那珂市議会会議規則 規則第2条 (欠席の届出) 2 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1			
8 227	筑西市	3		筑西市議会	1	2	1	筑西市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1			
8 228	坂東市	4		坂東市議会	1	2	1	坂東市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1			
8 229	稻敷市	2		稻敷市議会	1	2	1	稻敷市議会会議規則 (欠席の届出) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1			
8 230	かすみがうら市	1	職員の旧姓使用に関する取扱いについて1.職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用	かすみがうら市議会	1	3	1	かすみがうら市議会会議規則 (欠席の届出) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1			

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都 道 府 県 コ イ ド	市 区 町 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-3 問12-2で1.を選択した場合、明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席理由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他
8 231	桜川市	3	桜川市議会	1	2	1	桜川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1
8 232	神栖市	3	神栖市議会	1	3	1	神栖市議会会規則 (欠席の届出) 第2条 略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1
8 233	行方市	2	行方市議会	1	3	1	行方市議会会規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1
8 234	鉾田市	2	鉾田市議会	1	2	1	鉾田市議会会規則口 第2条第1項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。口	2				1 1 1 1 1 1
8 235	つくばみらい市	1	つくばみらい市議会	1	2	1	つくばみらい市議会会規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 2
8 236	小美玉市	1	小美玉市議会	1	2	1	小美玉市議会会規則 (趣旨) 第1条 この訓令は、小美玉市に勤務する一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	2				1 1 1 1 1 1
8 302	茨城町	1	茨城町議会	1	2	1	茨城町議会会規則 第2条 この訓令は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	2				1 1 1 1 1 1
8 309	大洗町	1	大洗町議会	1	2	1	大洗町議会会規則 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	2				1 1 1 1 1 1
8 310	城里町	1	城里町議会	1	2	1	城里町議会会規則 (職員及び所属長の責務) 第7条 旧姓を使用している職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。	2				1 1 1 1 1 1

都 市 道 府 県 市 区 府 町 村 コ コ ド ド			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
			問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)									
		問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
8 341	東海村	1	東海村職員の旧姓使用に係る取扱規則 (趣旨)第1条 この規則は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後も、戸籍上の氏を改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	東海村議会	1	2	1	東海村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
8 364	大子町	2		大子町議会	1	2	1	大子町議会会議規則 第2条2 前項規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後、8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
8 442	美浦村	1	美浦村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組そのほかの事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員)第2条 この要綱の規定は、一般職に属する職員(再任用職員を含む。)に適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度職員を除く。	美浦村議会	1	2	1	美浦村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
8 443	阿見町	3		阿見町議会	1	2	1	阿見町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
8 447	河内町	1	河内町職員旧姓使用取扱要綱 (目的)第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏を離壇において使用することに關し必要な事項を定めることを目的とする。(適用職員)第2条 この要綱の規定は、一般職に属する職員(再任用職員及び地方公務員法第22条の3の規定により臨時に任用される職員を含む。)に適用する。ただし、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。	河内町議会	1	3	2		2			4	4	4	4	4		
8 521	八千代町	4		八千代町議会	1	2	1	八千代町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
8 542	五霞町	1	五霞町職員旧姓使用規定 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るために、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等(職務上作成する文書及び電磁的記録をいう。以下同じ。)に使用する場合の手続に關し必要な事項を定めるものとする。	五霞町議会	1	2	1	五霞町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
8 546	境町	3		境町議会	1	2	1	境町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	2
8 564	利根町	2		利根町議会	1	2	1	利根町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

茨城県

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況				
都道府県	市区町村	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15										
議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。					
1. 人員及び場所の設置または提供がある。(臨時ものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がある。(臨時ものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室等に必ず設置または提供がある。(臨時ものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。								
8 201 水戸市	4	2	1	1	2	水戸市議会ハラスメントの根絶に関する条例 上記条件参照	25	5	1	3	6	884	144	16.3%	4											
8 202 日立市	4	4	3				6	7	3	4	37															
8 203 土浦市	4	4	3				13	19	40	0	1	884	144	16.3%	4											
8 204 古河市	4	4	3			水戸市議会ハラスメントの根絶に関する条例 上記条件参照	1	3	3	2	2	21	2	9.5												
8 205 石岡市	4	4	1	1	2	石岡市議会ハラスメント防止条例 第4条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不适当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。	1	3	3	4	2	2	54	6	11.1											
8 207 結城市	4	4	1	1	2	結城市ハラスメント防止条例 (目的) 第1条 この条例は、職場におけるハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題への被害者に配慮した適切な対応を行うことにより、職員、市長等及び議員が身分、職位及び職責にかかわらず、互いに信頼し、人権を尊重することで、もってそれぞれの能力を発揮することができる良好な職場環境を確立することを目的とする。 (議長及び議員の責務) 第4条 議長は、議員がその能力を十分に発揮して活動できる環境を確保するため、議員に対するハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因して議員が活動できる環境を誓約され、又は議員に不利益が生じた場合にハラスメントを認めたときに配慮しつつ、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならぬ。 2.議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止に努めなければならない。	1	1	1	3	4	2	16	2	12.5											
8 208 龍ケ崎市	4	4	3				1	1	3	4	2	11	1	9.1												
8 210 下妻市	4	4	3				3		3	4	2	13	0	0.0												
8 211 常総市	4	4	2				2	3	3	4	1	13	2	15.4												
8 212 常陸太田市	4	4	1			3 ハラスメント防止に関する条例制定に向け審議中	1	2	3	4	2	17	3	17.6												
8 214 高萩市	4	2	3				1	3	3	4	2	10	0	0.0												
8 215 北茨城市	4	4	3				1	3	3	1	2	13	2	15.4												
8 216 笠間市	4	4	1	1		笠間市議会ハラスメント等防止に関するガイドライン 全体	1	1	3	4	2	19	0	0.0												

都 市 市 区 道 府 府 町	市 区 市 区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地 域 防 災 計 画 や 避 難 所 運 営 に 關 する 指 針 (手 引 き・ ガ イ ド ラ イ ン を 含 む) における 具 體 的 な 役 割			災 害 対 策 本 部 へ の 女 性 の 配 置 状 況			研修の 実施状況
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15	本節員総数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	市内男女に対する男女が同様の機会から防災・復興をテーマにした研修の実施状況
県 村 コ 村 ド 名	市 区 町 村 村 名	議場に設置する場合、議場に設置する取組(ハラスメント防止等)を行っているか。	議場に設置する取組(ハラスメント防止等)を行っているか。	議場に設置する取組(ハラスメント防止等)を行っているか。	議場に設置する取組(ハラスメント防止等)を行っているか。	議場に設置する取組(ハラスメント防止等)を行っているか。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当議場においては、内閣府が公表した「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありませんか。	男女共同参画に関する議会において、通常は旧姓の使用を認めていますか。	当議場においては、内閣府が公表した「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありませんか。	当議場においては、内閣府が公表した「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありませんか。	政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13で1を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	問13で1を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	問14で1を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	問15で1を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	本節員総数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	市内男女に対する男女が同様の機会から防災・復興をテーマにした研修の実施状況
8 217	取手市	2	2	3																
8 219	牛久市	4	4	3																
219																				
8 220	つくば市	4	2	2																

都道府県	市町村	市区町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況															
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12			問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15																		
議員の利用することができる施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することができる施設等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15	本部員総数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	府内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況																		
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 規ハラスメント防止に関する議員向け 規ハラスメント防止に関する議員向け	2. 相ハラスメントに関する議員向け 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う予定もある。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う予定利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定はある。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。																			
8221 ひたちなか市	4	4	3							3	3	4					1	【令和6年4月改訂】災害対応マニュアル ※男女共同参画参画担当部署ある市民生活部女性生活課の業務概要として以下の通り規定あり。(抜粋) 6-1災害対策本部事務分掌(初動期の対応) 本事務分掌は、大規模災害が発生したときの「初動対応」を示したものである。初動対応を実施する期間は災害規模によって異なるが、基本的に各課は以下の事務分掌に従い、避難所の開設、物資・飲食物等の供給、インフラ等の応急対策を中心に行うこととする。 その後、時間の経過、対応業務の変化にあわせ、6-2に示す「展開期・終息期の対応」により、体制の最適化を図るものとする。 17 1 5.9																			
8222 鹿嶋市	4	4	2							1	1	3	4				1	鹿嶋市地域防災計画 第2章 地震灾害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織の整備 【留意点】 (3)男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 市は、男女双方の視点に配慮した防災を進めため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っておくことが必要である。 【対策】 (2)市の活動体制の整備 市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃から研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づき、災害応急対策に関する活動要領(マニュアル、手引き等)の整備を図っていくものとする。 この際、業務継続計画(BCP)を策定することなどにより、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参画体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。 また、市の各部課は、災害時に他の部課とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。 18 1 5.6																			
8223 潮来市	4	4	2							2	3	2	4				2	8	2 25.0																		
8224 守谷市	4	4	3							1	2	2	4		特になし	2	15	1 6.7																			
8225 常陸大宮市	4	4	3							3		3	4				3	13	1 7.7	○																	
8226 那珂市	4	4	2							1	3	3	4				2	13	1 7.7																		
8227 筑西市	4	4	3							1	3	3	4		特になし	2	18	3 16.7																			
8228 坂東市	4	2	3							1	3	3	4				2	14	1 7.1																		
8229 稲敷市	2	2	1	1						稻敷市政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (フ)セクシユアル・ハラスメント・パワーハラスメントその他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		1	3	3	1	稻敷市議会議員の通称名等の使用に関する規程 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める通称等(以下「通称名等」という)を使用することができます。 (1)公職選舉法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合、当該認定を受けた通称 (2)婚姻、養子縁組等の事由により戸籍上の氏に変更があった場合、変更前の氏		2				13	2 15.4														

都 市 府 県 市 区 町 村 コ ロ ド 名	市 市 区 区 町 村 村 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手続き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況								
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15									
8 230	かすみがうら市	4	4	1	1			かすみがうら市議会議員の政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (8)セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、その他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1規ハラスメント防止等に関する議員向け 規ハラスメント等に関する議員向け	2 相ハラスメント等に関する議員向け	3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っていない。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したところがない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	15	0	0.0				
8 231	桜川市	4	4	1	1	3	議員向けハラスメント防止研修の実施	桜川市議会基本条例 第20条2 調査、質問など政務活動においては、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、立場上生じ易い圧力行為を慎むよう留意する必要がある。		1	3	3	4		2			14	2	14.3					
8 232	神栖市	4	4	1	1		神栖市議会議員政治倫理条例 (人権侵害のおそれのある行為の禁止) 第4条 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制又は圧力をかける行為をしてはならない。人権侵害のおそれのあるすべてのハラスメント行為についても同様とする。		3		3	4			2			18	1	5.6					
8 233	行方市	4	4	1	1		行方市議会議員の政治倫理に関する条例 (政治倫理基準の遵守) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (9)セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他説教、中傷、風説の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと		1	3	3	4		特になし				11	0	0.0					
8 234	鉾田市	4	4	3					1	3	3	4		2			18	0	0.0						
8 235	つくばみらい市	4	4	3					2	2	3	4		2			13	1	7.7						
8 236	小美玉市	4	4	2					2	3	2	4		2			15	0	0.0						
8 302	茨城町	4	4	3					1	3	3	4		なし	2		11	3	27.3	○					
8 300	大洗町	4	4	1	1		大洗町議会政治倫理条例 第4条 議員は、次の各号に掲げる基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (1)町民全体の代表者として、その品性又は名誉を損なう恐れのある行為を行わないこと。 (2)町民全体の利益を損ねずして行動し、その地位を利用しないこと。 (3)特定のものとの利害を目的として、町に行き許可、認可等又は町若しくは町が資本金等の三分の二以上を出資し、若しくは出資している法人(以下「出資法人」という。)が行う元貢、賃貸、譲貸その他の契約(以下「町契約等」という。)に関する地位を利用し、不正に影響力を行使しないこと。 (4)町又は出資法人の職員の採用、昇格等の人事に関し、その地位を利用し、不正に影響力を行使しないこと。 (5)原則として町から補助金の交付を受ける団体の代表等に就任しないこと。 (6)地域行事等の参加費負担に当たっては、寄附行為の疑惑を抱かせないよう実費相当額の負担を徹底し、行事主催者に対しその理解を求めるこ		3		3	4		1	大洗町地域防災計画 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 町及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくことが必要である。				12	0	0.0				
8 310	城里町	4	4	2					2	2	3	4		2			0	0	0.0						
8 341	東海村	4	4	3					3		3	2		2			12	0	0.0						
8 364	大子町	4	4	2					2	3	3	4		特になし	2		245	84	34.3						
8 442	美浦村	4	4	3					1	3	3	4		2			5	0	0.0						
8 443	阿見町	4	4	1	1		阿見町ハラスメント防止条例 (議員の責務) 第3条 議員は、町民の代表者として町に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させ、勤務能率の発揮を妨げるものであることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2.議員は、職員及び議員並びに議員同士が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、職員及び議員の人格及び尊厳を尊重し活動を行わなければならない。 3.議員は、当該議員によるハラスメントであると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、説明責任を果たさなければならない。 4.議員は、職員又は議員に対しハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対して誠心べき旨を指摘し、その解決に努めなければならない。 (研修等) 第4条 議長は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (事実関係の把握等) 第5条 議長は、議員若しくは町長等(町長その他の執行機関の長をいう。)又は議員からハラスメントに関する苦情の申出があったときは、その事実関係を把握するため、速やかに関係者からの聞き取りその他の確認を行ふものとする。 (ハラスメントに対する措置) 第6条 議長は、前条の規定による確認の結果、議員によるハラスメントがあつたと認められる場合は、議会運営委員会の意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意、氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。		1	1	3	4		2								10	1	10.0	
8 447	河内町	4	4	3					1	2	3	4		2			14	1	7.1						
8 521	八千代町	4	4	3					3		3	4		2			11	1	9.1						
8 542	五霞町	4	4	3					3		3	4		2			13	3	23.1						

都 市		市 区 郡 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地 域 防 灾 計 画 や 避 隅 所 運 営 に 關 す る 指 尺(手 引 キ・ガ イ ラ イ ン を 含 む) に お け る 具 体 的 な 役 割			研 修 の 実 施 状 況
道 府 町	都 市 区	問 12-8	問 12-9	問 12-10	問 12-11	問 12-12	問 12-13	問 12-14	問 12-15	問 12-16	問 12-17	問 12-18	問 13	問 13-1	問 14	問 15		
県 村	町	議員が用いる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が用いる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が用いるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	問 12-11で 1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスマント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	男女共同参画に関する議会において、通常は旧姓の使用を認めていますか。	当議会におけるハラスマント防止研修教材を利用している又は利用する予定はありませんか。	問 12-16で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のため実施していることがありますか。	問 13	問 13-1	本部員数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	
コ リ	村	1. 人員及び場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が整備されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供される予定である。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っており、今後、取り組む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	男女共同参画推進担当部局又は同様の役割が明確に位置づけられているか。	問 13-1で 1. を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	問 14	問 15	内閣府に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況			
ド ネ	名																	
8 546	境町	4	4	3														
8 564	利根町	4	4	3														